

小規模企業共済 掛金掛止め申請のご案内

小規模企業共済掛金の納付について、令和6年能登半島地震により被災された契約者の皆様に次のお手続きをご案内いたします。

※制度をご利用するにあたり、被災証明書又は罹災証明書の写しが原則必要になりますのでご注意ください。(なお、提出が困難な場合は申請書等の余白または別紙に被災状況等を記入し提出してください)

○適用月から6か月間または12か月間の掛金掛止めを実施

掛金掛止めは、適用月から6か月間または12か月間、掛金の請求を停止する制度です。

- ① 掛止め期間については、共済金等の期間計算には含まれません。
 - ② 掛止め期間については、共済金等の退職所得控除の期間計算には含まれません。
 - ③ 掛止め期間経過後に、掛止め期間中の掛金を納付することは出来ません。
- 上記①～③のデメリットについて制度内容を十分ご理解の上、お申し込みください。
掛金支払の負担を抑えたい場合は、「掛金の減額」をご検討ください。

なお、共済金を受け取る際は、掛金月額・掛金納付月数に応じて、共済事由ごとに受け取る金額が異なりますのでご了承ください。

<締切及び適用月>

毎月20日（20日が休日の場合は直前の営業日）までに掛止め申請書を下記の送付先に必着で送付いただきますと、申込月の翌月（21日以降に到着の場合は翌々月）から6か月または12か月の間、掛金請求が停止されます。

例：令和6年1月19日に到着した場合 → 令和6年2月分から適用（6か月または12か月）
令和6年1月22日に到着した場合 → 令和6年3月分から適用（6か月または12か月）

令和6年2月分以降の掛金掛止めを実施した場合（6か月でのイメージ）

R6	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
	掛金掛止めを適用												
	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	

- ・令和6年2～7月は掛金の請求は発生しません。（令和6年8月分より通常の請求となります。）
- ・掛止め期間中の掛金を、後から納付することはできません。

<手続き方法>

「令和6年能登半島地震に伴う災害にかかる小規模企業共済制度の特例措置について」に掲載されている様式「小規模企業共済 掛金掛止め申請書」に必要事項をご記入のうえ、中小機構（下記）へ直接送付してください。

※レターパック等の追跡可能な方法で郵送されることを推奨いたします。

（送付先）〒105-8453

東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル
独立行政法人 中小企業基盤整備機構 小規模共済契約課